





平成29年5月9日

各 位

会 社 名 株式会社コシダカホールディングス 代表者名 代表取締役社長 腰 髙 博 (コード番号:2157 東証第一部)

問合せ先 常務取締役 土井義人グループ管理担当

電話 03-6403-5710

新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成29年5月9日開催の取締役会において、新株式発行及び自己株式の処分並びに当社株式の 売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達及び株式売出しの背景と目的】

当社グループは、「私達の使命は、進化させた有意なサービス・商品を常に考案し、そして全世界の人々に提供し続けることによって、豊かな余暇生活の実現と希望に溢れた平和な世界の構築に貢献することである。」を経営理念として掲げ、当該経営理念のもとに、「健康」と「元気」をキーワードに、「既存業種新業態」の開発(注)を成長戦略に据え、「総合余暇サービス提供企業」として、「アミューズメント」「スポーツ・フィットネス」「趣味・教養」「観光・行楽」の4つの分野から事業を進めてまいりました。現在の当社グループは、「カラオケまねきねこ」を中心に展開するカラオケ事業、女性向けフィットネス「カーブス」を展開するカーブス事業、ファミリー層をターゲットとした「まねきの湯」などの温浴事業を主な事業として展開しております。

カラオケ事業においては、平成 29 年 2 月末現在、国内において「カラオケまねきねこ」467 店舗、「ひとりカラオケ専門店 ワンカラ」10 店舗の計 477 店舗を展開し、海外においては韓国に 13 店舗及びシンガポールに 11 店舗を展開しております。国内では、従来の郊外ロードサイド型店舗で培ったブランド力や独自戦略を活かし、首都圏への出店を積極展開するとともに、将来の中核顧客と目される高校生にフォーカスした新サービス「ZERO カラ」を推進することで、当該事業の知名度向上を図っております。加えて、シニア顧客の増加と午前利用者の増加に呼応する形で、昼 12 時まで 1 人当たり室料 30 分 10 円とする「朝うた」の開始や、ファミリー顧客層の使いやすさを重視したキッズルームの増設、自社開発システム「すきっと」を活用したコンテンツホルダーとの独自コラボレーション企画の多面的な推進により新たな需要を開拓しております。海外においては、韓国ではソウル周辺に直営店舗を展開し、シンガポールでは既存店舗のリニューアル及び新店舗開設とともに業態転換(K BOX 店舗のカラオケまねきねこへの転換)を進めるなど、東南アジアにおける店舗網を充実させております。

カーブス事業においては、平成29年2月末現在、全国1,760店舗78.4万人を超える会員様にご利用いただく大規模フランチャイズチェーンに成長しております。女性専用の30分フィットネスとして、無理なく効率よく運動効果が得られるプログラムにより、運動が苦手な方や体力に自信がない方も安心して手軽にトレーニングできるため、アクティブシニア層を中心に独自の市場を形成するとともに、地域密着型・小規模店舗の展開によって会員様同士のコミュニティー化も進んでおります。運動習慣の必要性と大切さ

を理解していただき、実際に運動習慣を身につけていただくことと同時に、店舗網を充実させていくことで、会員数の継続的拡大に取り組んでおります。

温浴事業においては、カラオケ事業で培った居抜き再生の手法を活かし、平成29年2月末現在、全国に5施設を運営しております。温浴、食事、リラクゼーション、宴会などさまざまな楽しみ方が選べる施設として、幅広い年代層のお客様にご利用いただけることを目指し、事業のイノベーションを続けるとともに、コスト意識を高め、運営ノウハウの再構築に取り組み、収益モデルの確立を目指してまいります。

かかる状況のもと、当社グループの更なる成長に向けて、各事業の事業戦略を推進し、事業基盤を強固 なものとすることが必要と認識しております。そのため、カラオケ事業においては、国内首都圏への積極 出店と、経済成長が著しい東南アジア地区を中心とした海外展開を行ってまいります。当該新規出店に係 る設備投資を実施するにあたり、従来は自己資金と金融機関からの借入金により賄ってまいりましたが、 カラオケ事業における国内外での新規出店に係る設備投資が今後も継続的に見込まれることから、今般、 新株式発行及び自己株式の処分により、新たな成長資金を調達することを決議いたしました。当該新株式 発行及び自己株式の処分に伴う調達資金は、当社連結子会社である株式会社コシダカにおける国内カラオ ケ店舗の新規出店のための設備投資を目的とする投融資資金及び当社におけるカラオケ機器等の器具備品 購入に係る設備投資資金に充当する予定です。本資金調達により、当社グループのカラオケ事業の業容の 拡大と収益力の向上並びに自己資本の増強による財務基盤の強化が実現できるものと考えております。今 後も激しく変化する経営環境を適確に捉え、経営資源を有効に活用し、企業価値の向上を実現させること により、「株主」「投資家」及びその他のステークホルダーの期待に応えられるよう取り組んでまいります。 また、当社株主である株式会社アイエムオーを売出人とする当社株式の売出しを併せて実施することに より、当社普通株式の分布状況の改善と流動性の向上を図ってまいります。当社グループの事業は個人の 方々を対象としており、個人株主様の存在は当社グループにとって大変重要なものと認識しております。 個人株主様を含む株主数の増加により、より多くの方々に当社グループをご理解いただくことで業績の一 層の向上につなげ、経営理念を株主の皆様とともに広めてまいりたいと考えております。同時に、特定株 主比率を低下させることで企業としての公開性が高まり、さらなる永続性が図れるものと考えております。 さらには、本件が完了した場合には、留保金課税の適用対象外となる見込みであることから、併せて株式 売出しを実施するものであります。

(注) 既に社会に広く知れわたり、誰もが親しみを感じる業種において、新たなサービスや運営手法を開発し、事業の付加価値を高めていくことを指します。

- 1. 公募による新株式発行(一般募集)
- (1) 募集株式の 当社普通株式 1,000,000株 種類及び数
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 29 年 5 月 17 日(水)から平成 29 年 5 月 23 日 (火)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定する。
- (3) 増加する資本金及び 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第1項に従い算出される 資本 準備 金の 額 資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数 が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集 方法 一般募集とし、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を主幹事会社とする引受団(以下「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせる。 なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、日本証券業協会の定

なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。

- (5) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行 価格(募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額と の差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日 まで。
- (7) 払 込 期 日 平成29年5月24日(水)から平成29年5月30日(火)までの間のいずれ かの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 腰高 博に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- 2. 公募による自己株式の処分(一般募集)
- (1) 募 集 株 式 の 当社普通株式 1,000,000 株 種 類 及 び 数
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規 定される方式により、発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は 公募による新株式発行における払込金額と同一とする。
- (3) 募 集 方 法 一般募集とし、引受人に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集に おける処分価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引 受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定

日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。なお、一般募集における処分価格(募集価格)は一般募集における発行価格(募集価格)と同一とする。

- (4) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分 価格(募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額と の差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日 まで。なお、申込期間は公募による新株式発行における申込期間と同一 とする。
- (6) 払 込 期 日 平成29年5月24日(水)から平成29年5月30日(火)までの間のいずれ かの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。なお、払 込期日は公募による新株式発行における払込期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 払込金額、その他本公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役 社長 腰高 博に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- 3. 当社株式の売出し(引受人の買取引受けによる売出し)
- (1) 売 出 株 式 の 当社普通株式 500,000 株 種 類 及 び 数
- (2) 売 出 人 株式会社アイエムオー
- (3) 売 出 価 格 未定(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引 所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先 立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1円未満端数切捨て) を仮条件として、需要状況を勘案した上で発行価格等決定日に決定す る。なお、売出価格は一般募集における発行価格(募集価格)及び処分価 格(募集価格)と同一とする。)
- (4) 売 出 方 法 売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。 売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払 われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。なお、引受価 額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本引受人の買取引受けによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 腰髙 博に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、一般募集が中止 となる場合、本引受人の買取引受けによる売出しも中止する。

- 4. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(後記<ご参考>1. を参照のこと。)
- (1) 売 出 株 式 の 当社普通株式 375,000 株

種 類 及 び 数 なお、売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、 又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない 場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定 日に決定される。

- (2) 売 出 人 三菱UF J モルガン・スタンレー証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定(発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引 受けによる売出しにおける売出価格と同一とする。)
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況を勘案した 上で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から 375,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受けによる売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、 代表取締役社長 腰髙 博に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しが中止となる場合、本オーバーアロットメントによる売出しも中止する。
- 5. 第三者割当による新株式発行(後記<ご参考>1. を参照のこと。)
- (1) 募集株式の 単社普通株式 375,000株 種類及び数
- (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第1項に従い算出される 資本 準備 金 の 額 資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数 が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
- (5) 申 込 期 間 平成29年6月15日(木) (申込期日)
- (6) 払 込 期 日 平成29年6月16日(金)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上記(5)記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 腰髙 博に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しが中止となる場合、本第三者割当による新株式発行も中止する。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「4.当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1.公募による新株式発行(一般募集)」及び「2.公募による自己株式の処分(一般募集)」に記載の一般募集並びに前記「3.当社株式の売出し(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から375,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、375,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、三菱UF J モルガン・スタンレー証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返還に必要な株式を三菱UF J モルガン・スタンレー証券株式会社に取得させるために、当社は平成29年5月9日(火)開催の取締役会において、三菱UF J モルガン・スタンレー証券株式会社を割当先とする当社普通株式375,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を、平成29年6月16日(金)を払込期日として行うことを決議しております。

また、三菱UF J モルガン・スタンレー証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成29年6月9日(金)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。三菱UF J モルガン・スタンレー証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、三菱UF J モルガン・スタンレー証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる 売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴い安定操作取引を行うことがあり、かかる安定 操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。 オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取 引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数が安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得した株式数を限度として減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現 在 の 発 行 済 株 式 総 数 19,200,000 株 (平成29年5月9日現在)

公募増資による増加株式数 1,000,000株

公募増資後の発行済株式総数 20,200,000株

第三者割当増資による増加株式数 375,000株 (注)

第三者割当増資後の発行済株式総数 20,575,000 株 (注)

(注) 前記「5. 第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全株に対し三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現 在 の 自 己 株 式 数 1,000,409株 (平成29年5月9日現在)

一般募集による処分株式数 1,000,000株

一般募集後の自己株式数 409株

(注) 上記のほか、自己株式として認識している株式給付信託 (J-ESOP) により信託口が所有する 当社株式が 245,000 株あります。これは、経済的実態を重視し、当社と信託口が一体であると する会計処理を行っていることから、信託口が所有する当社株式を自己株式として計上してい ることによるものです。

4. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 6,049,689,000 円については、当社グループのカラオケ事業に係る設備投資を目的として、4,195,000,000 円を平成 30 年8 月末までに当社連結子会社である株式会社コシダカに対する投融資資金に、784,000,000 円を平成 30 年8 月末までに当社におけるカラオケ機器等の器具備品購入に係る設備投資資金に充当し、残額を平成 30 年8 月末までに借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。

当社連結子会社である株式会社コシダカは、当社からの投融資資金を、平成30年8月末までに 国内におけるカラオケ店舗の新規出店のための設備投資資金に充当する予定であります。新規出 店については、平成30年8月末までに56店舗を計画しております。

なお、当社グループの設備投資計画は、平成29年5月9日現在(ただし、投資予定金額の既支 払額については平成29年4月30日現在)、以下のとおりとなっております。

| 会社名 | 事業所名 (所在地) | セグメント の名称 | 設備の 内容 | 投資予定金額(注) 1. | | Via A -marke I VI | 着手及び完了予定年月 | | 完成後の |
|-------|-------------------------------|--------------|-----------|--------------|--------------|-----------------------------------|----------------|---------------|---------------|
| | | | | 総額 (千円) | 既支払額 (千円) | 資金調達方法 | 着手 | 完了 | 増加能力 |
| ㈱コシダカ | 錦糸町南口店 (東京都墨田区) 他 55 店舗 | カラオケ | 店舗設備 | 4, 195, 000 | _ | 当社からの投 融資資金 (注) 2. | 平成 29 年 3 月 | 平成 30 年 8月 | 1,120 ル ーム |
| 当社 | 本社(群馬県前橋市) | カラオケ | 器具備品 | 784, 000 | _ | 増資資金及び 自己株式の処 分資金 (注) 3. | 平成 29 年 5 月 | 平成 30 年 8月 | _ |

- (注) 1. 投資予定金額には敷金・保証金を含んでおります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。
 - 2. 当社からの投融資資金については、今回の増資資金及び自己株式の処分資金より投融資を行います。不足が生じた場合は、当社から自己資金又は借入金より別途投融資を行う予定であります。
 - 3. 増資資金及び自己株式の処分資金で不足が生じた場合は、自己資金又は借入金での対応を予定しております。

(2) 前回調達資金の使途の変更 該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の資金調達による今期の業績に与える影響はありません。調達資金を上記「(1) 今回の調 達資金の使途」に記載の使途に充当することにより、当社グループの中長期的な業績の向上に資 するものと考えております。

5. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、今後の事業展開に必要な設備投資等の事業拡大を中心とした資金需要に備えることといたします。

(4)過去3決算期間の配当状況等

| | 平成26年8月期 | 平成27年8月期 | 平成28年8月期 |
|---------------|----------|----------|----------|
| 1株当たり連結当期純利益 | 127.87 円 | 112.79 円 | 104.71 円 |
| 1株当たり年間配当金 | 55.00円 | 30.00円 | 32.00 円 |
| (内1株当たり中間配当金) | (25.00円) | (15.00円) | (15.00円) |
| 実績連結配当性向 | 21.5% | 26.6% | 30.6% |
| 自己資本連結当期純利益率 | 20.9% | 16.2% | 14.1% |
| 連結純資産配当率 | 4.5% | 4.3% | 4.3% |

- (注) 1. 平成26年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり連結当期純利益は、平成25年8月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。なお、1株当たり年間配当金及び1株当たり中間配当金は、当該株式分割前の実績を記載しております。
 - 2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。上記株式分割が平成25年8月期の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり年間配当金を使用しております。
 - 3. 自己資本連結当期純利益率は、当該決算期間の連結当期純利益(又は親会社株主に帰属する当期純利益)を自己資本(連結貸借対照表上の純資産合計から少数株主持分(又は非支配株主持分)を控除した額で期首と期末の平均)で除した数値であります。
 - 4. 連結純資産配当率は、1株当たりの年間配当金を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した数値であります。上記株式分割が平成25年8月期の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり年間配当金及び1株当たり連結純資産を使用しております。

6. その他

(1)配分先の指定

該当事項はありません。

- (2) 潜在株式による希薄化情報 該当事項はありません。
- (3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等
 - ① エクイティ・ファイナンスの状況 該当事項はありません。
- ② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

| | 平成26年8月期 | 平成27年8月期 | 平成28年8月期 | 平成29年8月期 | |
|-------|----------|------------|----------|-----------|--|
| 始値 | 2,965 円 | 2,020 円 | 2,511円 | 1,785円 | |
| | □1,951 円 | 2, 020 1 | | 1,700 1 | |
| 高値 | 4,200 円 | 3, 250 円 | 2,640 円 | 2,880 円 | |
| | □2,039 円 | 5, 250 円 | | | |
| 安値 | 2,475 円 | 1,700円 | 1,675円 | 1,616円 | |
| | □1,925 円 | 1,700円 | | | |
| 終値 | 4,050 円 | 2, 524 円 | 1. 709 ⊞ | 9. 790 ⊞ | |
| 於恒 | □2,020 円 | 2, 524 円 | 1,792 円 | 2,720 円 | |
| 株価収益率 | 15.80 倍 | 22. 38 倍 | 17.11 倍 | _ | |

- (注) 1. 平成 26 年 9 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。 平成 26 年 8 月期の株価の□印は、当該株式分割による権利落後の株価であります。
 - 2. 平成29年8月期の株価については、平成29年5月8日現在で表示しております。
 - 3. 株価収益率は、当該決算期末の株価(終値)を当該決算期間の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。
- ③ 過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等該当事項はありません。
- (4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である株式会社アイエムオー並びに当社株主である株式会社ョウザン、腰高 博、腰高 修及び腰高 美和子は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間 (以下「ロックアップ期間」という。)中、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社普通株式の売却等 (ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行又は処分、当社普通株式に転換可能若しくは交換可能な有価証券の発行及びこれに類する一定の行為(ただし、一般募集、本件第三者割当増資又は株式分割による当社普通株式の発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上